



## 社労士のつぶやき 52 役員の働き方改革

8月10日、厚生労働省は会社役員の労働時間に関するアンケート調査を発表しました。いわゆる「電通事件」で女子新入社員が過労自殺したことが発覚した直後の昨年12月から1月にかけて、無作為選出で985名の会社役員（平均年齢56.1歳）から回答を得たそうです。うち92人が週60時間働き、さらに週80時間以上が10人だったそうです。過労死の労災認定は、簡単に言うと「月80時間の残業以上が3か月連続、または月100時間以上で自殺等に至った場合」認められる可能性が高く、さらに「月160時間の残業以上」で確実に認定されます。もちろんケースバイケースでしようが、おおよそこれが現時点の「認定基準」と言えるでしょう。

アンケート結果の週60時間労働となると、単純に考えて月80時間の残業、そして週80時間労働なら月160時間の残業です。つまり日本の会社役員の約10人に一人が「過労死ライン」にいるということになります。そして役員の場合、通常の労働者と異なり、問題はもっと深刻です。第一に、役員は税務上では「使用人兼務役員」とされ、労基法上は「管理監督者」とされる可能性が高い。報酬は普通の労働者より高額でしょうが、労働時間の管理がなされず、残業などもカウントされないのが一般的です。労災認定などの場合、労働時間の把握が絶対的に必要になりますが、役員はその管理が容易ではないのです。第二に、役員は原則として労働者ではないため、そもそも労災が適用されません。労働実態として役員か労働者かの区別が難しいケースでも、肩書に「取締役」などがあれば、大変ややこしい問題になり、下手をすれば何の補償も無くその分会社に損害賠償を求められる可能性があります。そのため、社長や役員が労災の適用を受ける「特別加入」という制度があり、近年では建設業や製造業で定着してきていますが、実態としてはまだまだという感じです。そして最大の問題は、それら過労死や労災について役員自身に危機感がないということです。3年前から「過労死等防止対策推進法」が施行されましたが、その認知度は「理解していない」が61.3%に上っています。

役員は組織の上層部に存在し、下部の労働者のようなストレスが少なく、経営者としてイキイキと仕事をしている、というイメージがあります。しかし、人間の身体は正直なもの。「最高の経営者」として評判が高いスティーブ・ジョブスも、56歳で亡くなっています。彼はすい臓がんでしたが、これが「働きすぎ」に無関係とは思われません。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

## 燃料カードの価格表【2017年8月分】

### AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	120円
ハイオク	130円
軽油	100円

【価格は税抜】

### ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	126円
ハイオク	136円
軽油	104.5円

【価格は税抜】

### 全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOSウイング)
レギュラー	119.2~121.2円	119.2~121.2円	119.2~121.2円
ハイオク	129.1~131.1円	129.1~131.1円	129.1~131.1円
軽油	100.2~102.2円	100.2~102.2円	100.2~102.2円

【価格は税抜】